

尾道市感染防止対策支援事業補助金（感染対策補助金）



尾道市では、新型コロナウイルス感染防止のために、市内の施工業者に依頼して店舗等の施設整備を実施する事業者へ、改修費用の一部を補助し、事業継続を支援します。

対象者の要件（次の条件をいずれも満たす事業者）

- ①尾道市内に主たる事業所を有している中小企業者（個人事業主を含む）
- ②尾道市経営環境改善支援事業補助金の交付を受けていない者
- ③広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の発行を受け、宣言書を事業所内に掲示している者（飲食店の場合、「積極ガード店」のステッカー掲示でも可）
- ④同じ取組の内容で、国・地方公共団体等の補助金の給付を受けていない者
- ⑤尾道市暴力団排除条例第2条第1号又は第3号に規定する暴力団員等でない者
- ⑥市税の滞納がない者

補助金額

上限金額：50万円（下限金額：10万円）補助率 2/3
※補助対象経費（税抜）15万円以上が補助対象となります。
※1事業者につき補助は1回限りです。



対象経費（消費税及び地方消費税は対象外）

次の改修工事にかかる経費（原則、施工業者が市内の事業者であること）

- ・換気扇、換気用窓、網戸の新設工事
- ・非接触式の自動ドアへの改修工事
- ・24時間換気システムの設置工事
- ・来客用の非接触型手洗場の新設工事
- ・非接触自動水栓への取替工事
- ・自動水石けん供給栓の設置工事
- ・人感センサー照明の取替工事
- ・ビス等で固定する遮蔽用パーテーション取付工事
- ・カウンター、固定式座席、固定式テーブルのレイアウト変更工事

対象事業期間（期間を延長しました）

令和2年12月1日(火)から令和3年12月31日(金)までに完了する工事

※改修工事の部品調達が困難等で対象事業期間内に完了の見込みがない場合、手引きを参照。

申請期限（期限日を再延長しました）

令和3年3月25日(木)～令和3年11月30日(火) ※予算額に達した場合は、受付を終了します。

申請に必要な書類

- (1) 交付申請書
- (2) 感染防止対策計画書
- (3) 誓約書兼同意書
- (4) 補助対象経費に係る見積書又は請求書の写し（明細が分かるもの）
- (5) 市税完納証明書（申請前1か月以内に発行されたもの）
- (6) 事業者の所在がわかる書類（全部事項証明書、確定申告書、開業届等の写しのいずれか）
※交付申請書に記載する住所（所在地）、商号又は名称、代表者名と同じ書類
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の宣言書を店舗内等に掲示していることが分かる写真
- (8) 改修工事施工前の写真（要件工事箇所）

いずれも尾道市のホームページからダウンロードできます。

申請方法

新型コロナウイルス感染防止のため、申請書類は原則郵送で提出してください。

申請・お問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

尾道市 産業部商工課 商政係

TEL：0848-38-9183

FAX：0848-38-9293

申請書様式
はこちら→



☆☆☆ 補助金申請の流れ ☆☆☆

交付申請
(様式第1~3号)

※提出期限
令和3年11月30日

■申請者→商工課へ（郵送）

【必要書類】

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・感染防止対策計画書（様式第2号）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）
- ・補助対象経費に係る見積書又は請求書の写し（明細が分かるもの）
- ・市税完納証明書（申請前1か月以内に発行されたもの）
- ・事業者の所在がわかる書類（全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等の写しのいずれか）
- ・新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の宣言書（飲食店の場合、「積極ガード店」のステッカーでも可）を店舗内等に掲示していることが分かる写真
- ・改修工事施工前の写真（要件工事箇所）

（ 交付決定
通知書発行 ）

◇商工課→申請者へ（郵送）

申請内容を審査し、補助対象と判断した場合、交付決定通知書を郵送します。

事業実施
～完了

計画書に基づき、事業を実施してください。

※令和3年12月31日までに事業を完了させてください。

※申請内容に変更が生じたときは、速やかに計画変更申請書（様式第6号）を提出してください。

実績報告
(様式第8号)

※提出期限
完了後30日以内

■申請者→商工課（郵送）

【提出書類】

- ・補助金実績報告書（様式第8号）
- ・感染防止対策内容報告書（様式第9号）
- ・実施状況が確認できる書類（施工後の写真）
- ・支出が確認できる書類（領収書、通帳、振込用紙等の写し等）

（ 補助金確定
通知書発行 ）

◇商工課→申請者へ（郵送）

報告内容を審査し、交付する補助金額を確定し、補助金確定通知書と補助金交付請求書を郵送します。

交付請求
(様式第11号)

■申請者→商工課へ（郵送）

補助金確定通知書が届いたら、同封の補助金交付請求書に必要事項を記入・押印し、振込先口座の通帳の写しと併せて提出してください。

補助金振込

補助金交付請求書が届いたのち、確定した補助金額を指定の口座へ、振込手続きを行います。